公益財団法人日本アイスホッケー連盟 利益相反ポリシー

1 目 的

公益財団法人日本アイスホッケー連盟(以下「本連盟」という。)は、我が国におけるアイスホッケー界を統括し代表する機関として、アイスホッケー(インラインホッケーを含む)の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを期待されている。

本連盟には重要なステークホルダーが数多く存在するが、当連盟が有する各種の権限 (大会への出場資格の付与,団体登録,代表の選手選考を始めとする各種選手の選考、 各種契約等)の適正な行使を担保し,本連盟の国民・社会からの 信頼を醸成するため には、本連盟における利益相反への適切な対応が重要である。

本ポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、本連盟の役職員等が利益相反の取引及び行為を明確に理解した上で、アイスホッケー(インラインホッケーを含む)の普及振興活動を積極的に推進できる環境を整備することにある。

2 本ポリシーの及ぶ範囲

本ポリシーの対象となるものは、本連盟の監事を含む役員のみならず、職員、選手、 指導者等(以下「役職員等」という。)関連当事者の全てに及ぶ。

3 利益相反行為の定義

利益相反行為の定義は以下のとおりとする。

(1) 利益相反取引

- ア 役職員等が、自己又は第三者のために本連盟と取引をしようとすること
- イ 本連盟が役職員等の債務を保証すること
- ウ その他役職員等以外の者との間において本連盟と当該役職員等との利益が相 反する取引をしようとすること

(2) その他の利益相反行為

(1)に直接は該当しないが、役職員等の利益と本連盟の利益が相反する行為。 なお、ここでいう利益とはいわゆる経済的行為にとどまらない。具体的には理事が 日本代表の選考基準に達していない自分の子を自らの影響力を行使して、日本代表 に選考させるような行為をさす。

4 利益相反への取り組み

本連盟は公益財団法人として高い公共性を有することを踏まえ、利益相反行為が発生しないよう努めるものとする。

(1) 理事については、原則として利益相反取引を禁止とする。

- (2) 理事がやむを得ず利益相反取引を実施する場合は、理事会に当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (3) 理事・監事がその他の利益相反行為を行う場合には、理事会に申告し承認を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは業務執行会議で処理することができるが直近の理事会に報告し、承認を受けるものとする。申告は本人、第三者を問わない。
- (4) 理事・監事以外の役職員等の利益相反取引ならびに広義の利益相反行為の妥当性の判断は事務局長にて行う。
- (5) 利益相反取引の妥当性を判断する際には、意思決定の透明性を確保するためにその 取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容を保管する こととする。

5 利益相反行為の管理

本連盟は、役職員等の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制を構築する。また、役職員等がより高いモチベーションでアイスホッケーの普及進行活動を実施することが可能となるよう、本ポリシー等を、広く連盟内外に明示する。

6 利益相反管理体制

利益相反管理体制は以下のとおりとする。

- (1)会長が指名する委員長を長とする利益相反管理委員会を、必要に応じて倫理委員会内に設け、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。
- (2) 利益相反問題を未然に防ぐために、利益相反相談窓口を設ける。利益相反相談窓口は事務局内に設置し、事務局長がこれを担う。
- (3) 利益相反の管理に当たっては、顧問弁護士をはじめとする連盟外の有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐ。

7 利益相反行為の適正性の判断基準

理事会及び事務局長にて利益相反行為の適正性を判断する際の基準は以下のとおり とする。

- (1) 当該行為を行う以外に他の手段がない、あるいは他の行為より連盟の利益に資する取引であること。
- (2) 本連盟の利益を損ねないこと。

8 自己申告

役職員等は、利益相反行為に該当するおそれがあると判断した場合には、 当該行為 に関連する情報を利益相反相談窓口に報告しなければならない。

9 利益相反に関する審査

利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立ての手続きは、以下のとおりと する。

- (1) 理事会、業務執行会議、利益相反管理委員会及び事務局は役職員等からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査する。
- (2) 問題の発生が懸念される時は、関係当事者への事情聴取を行い、改善を要する場合はその旨勧告する。
- (3) プライバシーに関する情報開示は行わない。

10 情報開示

本連盟は、本ポリシー等を役職員等へ周知させるとともに、外部へ公開する。

11 役職員等への啓発

- (1) 利益相反問題に関する意識向上のため、役職員等に対し専門家による研修を実施する。
- (2) 利益相反相談窓口を事務局内に設け、いつでも相談できる体制にする。

12 見直しの実施

本連盟を取り巻く環境、スポーツ団体ガバンスコードの見直し、国内外の経済社会情勢の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

13 このポリシーの改廃は、理事会の議決による。

附則 このポリシーは令和 3年 4月 1日から施行する。